デ 総 ジ 務 タ ル 庁 省 告 示 第 八 号

づ \Diamond で 定 き、 る 行 8 事 政 る 行 務 手 政 及 続 事 手 び 務 に 続 情 お 及 に 報 け U を 情 お る 報 け 定 特 を る \Diamond 定 定 特 る \mathcal{O} 定 80 命 個 る \mathcal{O} 令 人 個 命 を 平 令 識 人 を 成 第 別 識 す 五. る + 別 + す 六 た 九 条 る 年 \Diamond た 内 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 \Diamond 閣 番 府 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 番 内 • \mathcal{O} 号 閣 利 総 総 務 用 \mathcal{O} 利 省 等 理 令 に 大 用 臣 等 第 関 す 及 に 七 る 関 号) び 総 す 法 Ś 第 務 律 法 五. 別 大 臣 律 + 表 別 九 第二 が 定 表 条 第 8) \mathcal{O} \mathcal{O} 主 兀 る 事 \mathcal{O} 務 \mathcal{O} 主 務 規 省 務 定 及 令 省 び に で 基 情 令 定

令 和 六 年二 月十六日 報

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

12

定

8)

る。

閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄

内

総 務

大

臣

松

本

剛

明

 \Diamond \mathcal{O} 上 る 行 欄 事 政 手 務 に 続 撂 及 げ に Ţ る 情 お 事 け 報 を る 務とし、 定 特 \emptyset 定 る \mathcal{O} 個 同 命 条 令 人 第 を \mathcal{O} 内 識 五 別す 閣 +総 九 Ź 理 条 大 た \mathcal{O} \Diamond 臣 兀 \bigcirc 及 \bigcirc び 番 内 号 総 閣 務 \mathcal{O} 総 大 利 理 臣 大 用 等 が 臣 定 に 及 \Diamond び 関 す る 総 情 る 務 法 報 大 律 臣 は 別表 が 定 同 第二 表 \Diamond \mathcal{O} る 下 事 \mathcal{O} 主 欄 務 に は 務省令で定 掲 げ 次 る情 \mathcal{O} 表

報と	
す	
る	,
(2

デー・	TX TX
令和六年度物価高騰対策給付金(物価高騰対策給付金に	令和六年度物価高騰対策給付金
係る差押禁止等に関する法律施行規則(令和五年内閣府)	の支給要件の該当性を判定する
・総務省・財務省令第一号)第二条第一号ハからホまで	必要がある者に係る市町村民税
に掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯	(地方税法第五条第二項第一号
に対し給付金を支給することを目的として国が交付する	に掲げる市町村民税(個人に係
交付金を財源として市町村(特別区を含む。以下同じ。	るものに限る。)をいい、特別
)から支給される給付金であって、同令第一条第一号に	区が同法第一条第二項の規定に
掲げるものをいう。以下同じ。)の支給を実施するため	よって課する同号に掲げる税を
の基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報(含む。)及び公的給付支給等口
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による入	座登録簿関係情報に関する情報
所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法(昭	

 \equiv 支 係 当 報 算 そ 係 関 る 及 律 実 和 情 定 給 + 昭 を 情 福 第 \mathcal{O} \mathcal{O} に 係 び 施 情 老 三 支 祉 12 九 報 和 1 L 他 報 ょ 12 +関 三 う + 年 給 た 報 人 関 兀 $\overline{}$ \mathcal{O} る \mathcal{O} $\overline{}$ す 特 + 保 法 に 税 地 地 $\overline{}$ 措 福 七 す 年 る 律 関 六 方 号 祉 别 額 方 護 生 る 法 置 ` $\overline{}$ 情 児 年 税 活 情 律 第 す 又 税 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 児 に 第 報 百 童 る 法 は 法 実 保 実 に 報 \equiv 情 律 関 護 を 扶 そ 昭 童 施 施 ょ 1 + 養 報 第 扶 す 昭 に 法 に 和 る \bigcirc 知 百 三 う 算 関 関 八 手 る 兀 を 養 和 入 的 当 号 手 定 す す + 百 1 法 昭 + 所 障 三 等 三 当 う \mathcal{O} 律 + る 和 る 八 等 害 に + 基 に 情 情 者 号 \mathcal{O} 関 年 五 \mathcal{O} 児 ょ 支 八 係 報 + 報 法 措 礎 基 年 福 号 لح 童 る 給 情 づ 法 を 律 に を 五. 置 祉 報 年 手 第 ょ 特 に 特 な < 律 1 法 1 \mathcal{O} 当 別 関 别 る 第 う 法 う 百 実 る に 条 \equiv 関 児 児 例 律 昭 児 す ょ 事 施 入 + 係 る 百 第 童 童 る 童 項 に \mathcal{O} 和 所 三 情 扶 扶 児 扶 規 関 \equiv 等 法 に 百 関 + 号 す + 生 報 養 律 養 童 養 定 地 兀 \mathcal{O} 六 手 手 扶 手 す に 方 + 活 る 五 措 児 当 当 当 号 保 に 年 昭 養 る ょ 税 兀 情 置 情 関 号 童 り \mathcal{O} 和 関 手 法 護 ょ 報 法 \mathcal{O}

 \equiv 付 号 度 急 に 禁 力 ガ 支 手 に 9 又 支 号 令 当 金 係 規 給 物 止 • ス 確 は 援 定 等 ま 実 等 法 第 る 特 \mathcal{O} 価 ガ 和 差 三 第 支 す に で な 給 ス 例 高 食 П 給 押 る 関 料 実 給 昭 条 騰 付 • に 年 座 号 第 禁 令 す 品 規 施 に 対 金 法 登 付 和 食 関 策 る 料 等 定 律 兀 止 を 和 \mathcal{O} 録 \mathcal{O} 等 す 号 給 兀 法 밆 す 第 た 支 +11 価 簿 三 六 付 う 律 等 格 関 給 物 る に に 年 る \Diamond 関 価 情 規 金 度 価 高 事 + \mathcal{O} 係 12 年 令 報 定 す 電 格 八 情 関 法 高 騰 項 預 騰 す る 第 力 和 高 緊 号 貯 報 す 律 を 及 \mathcal{O} $\overline{}$ 支 妆 び る 法 • 兀 騰 急 1 金 る 第 号) 支 策 令 律 給 ガ 緊 う 第 公 情 七 物 年 П 0 + 三 給 和 価 法 急 援 座 的 報 12 ス 三 令 関 律 支 条 付 五 高 • 給 以 \mathcal{O} 給 を 号 騰 す 第 援 下 第 和 付 付 金 年 物 登 1 食 $\overline{}$ 三 う に 度 妆 五. 価 る 料 七 給 金 同 録 \mathcal{O} 係 策 年 情 品 + 付 ľ 等 支 に 物 高 項 第 ょ る 給 騰 報 金 令 給 価 法 等 九 12 号) 差 付 律 価 に 関 等 る 高 和 対 ___ 押 第 係 号 児 令 す 騰 金 策 格 兀 \bigcirc 公 禁 給 第 る る 迅 対 を 八 和 高 年 電 か 的 童 手 止 策 + 五 差 1 付 騰 度 力 ら 法 速 給 等 給 う 緊 第 当 押 金 年 条 雷 律 カン 付

令 を 給 同 に 第 関 財 付 条 第 す 源 金 ك 条 を る 各 支 号 法 L 号 給 に 7 律 に 市 す 掲 施 掲 る げ 町 行 げ 村 る 規 と る カュ 世 則 を 第 5 帯 ŧ 支 そ \mathcal{O} 目 給 的 条 を \mathcal{O} さ と 第 他 1 う。 L \mathcal{L} _ れ 号 る て れ 給 玉 に 1 準 \mathcal{O} 付 が 支 ず 金 交 口 給 で 付 る 及 に あ す 世 \mathcal{U} 関 る 帯 ^ 0 す て、 交 並 に る 付 対 \mathcal{U} 情 同 L に 金

附則

報

を

含

む

 \mathcal{O}

管

理

に

関

す

る

事

務

この告示は、公布の日から適用する。